

12 社会参加

行動範囲を広げ、社会参加していただくために、
次のような制度があります。

福祉タクシー

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

在宅の重度心身障害者の生活範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくためにタクシー利用券又はガソリン給油券を交付しています。

○対象者

- ・ 下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓・視覚のいずれかの障害で身体障害者手帳1・2級相当となる方（上記以外の障害部位で1・2級の方は該当しません）
- ・ 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・障害者入所施設に入所していない方

○所得制限

対象者の属する世帯の全ての世帯員の合計所得金額が1,000万円以上の場合には交付されません。

○手続き窓口

障害福祉課、各行政サービスセンター、地区センター（山田・細入地域以外）、中核型地区センター、中央・南・北保健福祉センター

○利用方法

手帳をご持参のうえ、窓口で

- ① 1年分として15,600円のタクシー利用券（契約事業者に限る）
 - ② 1か月あたり500円のガソリン給油券（契約事業者に限る）
- のいずれかをお受けとりください。（年度途中に対象となった方は、対象となった月から3月分までを交付します。）

身体障害者補助犬の貸与

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○助成

身体障害者補助犬貸与の際の自己負担金の一部を助成しています。

○対象者

視覚、聴覚又は肢体不自由で1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者。

○貸与

盲導犬の貸与については、富山県視覚障害者協会（☎425-6761）へお尋ねください。

自動車操作訓練費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方が、指定自動車教習所を卒業し自動車運転免許証を取得された場合、取得費の一部が助成されます。ただし、本人及び世帯全員が住民税非課税の方に限ります。また、免許取得後6か月以内に申請が必要です。

○助成額

免許取得費用の3分の2（ただし10万円を限度とします）

自動車改造費の助成

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の自動車取得を容易にし、自立と社会参加の促進を図ります。

○対象者

在宅の肢体不自由 1・2 級程度の手帳の交付を受けた方で前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額以内の世帯に属する方

○改造の対象

就労等に伴い障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部の改造

○助成

改造に要する経費で、10 万円を限度とします。 ※改造後の申請不可

車いす対応車両購入費の助成

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

車いすを使用する身体障害者が乗降を容易に行えるような仕様の自動車を購入するために要する費用の一部を助成します。

○対象者

補装具費の支給又は、従前の補装具の給付により車いすを利用されている身体障害者

○所得制限

対象者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合に限る。

○助成額

・ 車いすのまま乗降でき、車いすのまま運転できる仕様になったもの…10 万円

・ その他の車いす対応車両等…その仕様に要する経費の 2 分の 1（限度額 10 万円）

※購入後の申請は不可。また、助成は同一世帯について車両 1 台までです。（車両を更新する場合は除く。）

駐車禁止の適用除外

【窓口】 住居地を管轄する警察署の交通課

標識により駐車禁止となっている場所に限り、身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行困難な方に駐車禁止除外の標章を交付しています。

○ 身体障害者手帳のほかに、戦傷病者手帳、療育手帳、保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方も、適用除外対象となります。（ただし、障害の区分・等級及び歩行状態によって対象が限定されます）

○ 駐車禁止除外指定車標章は、身体障害者手帳等の交付を受けている方本人に交付し、障害者の方が使用中（運転・同乗）の車両で標章を掲出していれば規制の適用除外となります。

※詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。

通所訓練（共同作業所）

【窓口】 運営主体へ直接お問い合わせください。

○共同作業所（82 ページに掲載されています。）

市内には障害や難病のある方が、通所しながら自立を目指して生活訓練、作業訓練、授産作業等を行っている共同作業所があります。

地域で生活するための社会適応訓練の場です。軽作業やグループ活動（スポーツ・レクリエーションなど）を通じて社会復帰を目指します。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

【窓口】 富山市聾唖福祉協会 ☎428-2900 F 428-2900

聴覚障害者が社会参加するために情報保障は不可欠です。

病院・職場・学校・講演会等で手話通訳や要約筆記が必要な方、また、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

福祉バスの運行

【窓口】 富山市社会福祉協議会 ☎422-3400 F422-2684

市内在住の障害者の方が、レクリエーションや研修会などの社会活動に参加できるよう、車イスのまま乗車できるリフト付バスを運行します。利用定員は 37 名です。障害者 10 名以上の利用で運行します。